

高知大学教育研究部規則

平成 20 年 3 月 26 日
規 則 第 66 号

最終改正 平成 29 年 11 月 27 日規則第 28 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 組織等（第 2 条—第 4 条）
- 第 3 章 職員組織（第 5 条—第 9 条）
- 第 4 章 会議
 - 第 1 節 教育研究部会議（第 10 条—第 13 条）
 - 第 2 節 学系教授会（第 14 条—第 21 条）
 - 第 3 節 部門会議（第 22 条—第 28 条）
- 第 5 章 補則（第 29 条・第 30 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第 25 条第 6 項及び第 52 条第 2 項に基づき教育研究部に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 組織等

（組織）

第 2 条 教育研究部の学系に置く部門は、次のとおりとする。

学系	部門
人文社会科学系	人文社会科学部門
	教育学部門
自然科学系	理工学部門
	農学部門
医療学系	基礎医学部門
	連携医学部門
	臨床医学部門
	医学教育部門

	看護学部門
総合科学系	黒潮圏科学部門 地域協働教育学部門 生命環境医学部門 複合領域科学部門

2 教育研究部に置く研究拠点については、別に定める。

(教員の所属)

第3条 教員は、いずれかの学系に所属し、その専門分野に応じ、当該学系の一つの部門の構成員となる。

(学部教育等の担当)

第4条 教員は、各学部、大学院等の教育プログラム等を担当し、学部、大学院等から要請のあったカリキュラムに支障が生じないよう適切に対応するものとする。

2 教員は、保健管理センター、学内共同教育研究施設及び全国共同利用施設（以下「センター等」という。）における業務又は医学部附属病院における診療等を担当し、センター等及び医学部附属病院から要請のあった業務、診療等に支障が生じないよう適切に対応するものとする。

第3章 職員組織

(教育研究部長)

第5条 教育研究部に、教育研究部長を置く。

2 教育研究部長は、学長が指名する。

3 教育研究部長は、教育研究部における諸事項を所掌する。

(学系長)

第6条 各学系に、学系長を置く。

2 学系長は、2年間の任期を務めることが可能な当該学系所属の教授から各部門が選出し、当該教授会が推薦した2人以上の候補者のうちから、学長が指名し任命する。

3 当該教授会は、前項の候補者の推薦を行うに当たっては、候補者の略歴及び選考過程を添付するものとする。

4 学長は、第2項の規定により当該教授会から推薦のあった候補者について面接を行い、その結果を考慮して選考する。

5 学長は、学系長を指名したときは、役職員に周知するとともに、当該教授会にその理由を説明するものとする。

- 6 学系長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。
 - (1) 学系長の任期が満了するとき。
 - (2) 学系長が辞任を申し出たとき。
 - (3) 学系長が解任されたとき。
 - (4) 学系長が欠員となったとき。
- 7 前項第1号に該当する場合は任期満了日の1月前までに、同項第2号から第4号までに該当する場合は速やかに選考を行う。
- 8 学系長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。
- 9 学系長に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とし、前項ただし書の任期には加えないものとする。
- 10 学系長は、当該学系を代表し、学系の意思決定の最終責任者として、次の各号に掲げる事項に責任を負う。
 - (1) 全学の管理運営組織等への当該学系の意思表示に関する事項
 - (2) 全学教育機構、学部及び大学院からの教育にかかわる要請への対応に関する事項
 - (3) センター等及び医学部附属病院の業務、診療等にかかわる要請への対応に関する事項
 - (4) 部門からの教育、研究にかかわる要請への対応に関する事項
 - (5) 学系に所属する教員の教育研究業務に関する調整等に関する事項
 - (6) 学系及び学系に所属する教員の評価に関する事項
 - (7) 学系に配分される予算の管理、執行及び部門への配分に関する事項
 - (8) その他学系の管理運営に必要な事項に関する事項
- 11 学長は、学系長が次のいずれかに該当するとき、その他学系長たるに適しないと認めるときは、役員会の承認を得て学系長を解任することができる。この場合において学長は、当該教授会に解任の理由を説明するものとする。
 - (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反があるとき。
- 12 当該学系の教授会構成員の3分の2以上の署名をもって学系長解任の請求があったときは、学長は、当該学系長の解任について役員会に諮るものとする。

(副学系長)

第7条 各学系に、副学系長を置く。

- 2 副学系長は、当該学系の教員のうちから、学系長が指名し、学長が任命する。
- 3 副学系長は、学系長の職務を補佐し、学系長に事故があるときは、学系長の職務を代理する。

(部門長)

第8条 各部門に、部門長を置く。

- 2 部門長は、2年間の任期を務めることが可能な当該部門所属の教員のうちから、学系長が指名し学長が任命する。
- 3 部門長候補者の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。
 - (1) 部門長の任期が満了するとき。
 - (2) 部門長が辞任を申し出たとき。
 - (3) 部門長が欠員となったとき。
- 4 前項第1号に該当する場合は任期満了日の1月前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合は速やかに選考を行う。
- 5 部門長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。
- 6 部門長に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とし、前項本文の任期には加えないものとする。
- 7 部門長は、当該部門を代表し、部門の意思決定の最終責任者として、次の各号に掲げる事項に責任を負う。
 - (1) 学系への教育、研究にかかわる要請に関する事項
 - (2) 部門の管理運営に関する調整に関する事項
 - (3) その他部門の管理運営に必要な事項

(副部門長)

第9条 各部門に、必要な数の副部門長を置くことができる。

- 2 副部門長は、当該部門構成員のうちから、部門長が指名し、学長が任命する。
- 3 副部門長は、部門長の職務を補佐し、部門長に事故があるときは、あらかじめ部門長が指名する副部門長が部門長の職務を代理する。

第4章 会議

第1節 教育研究部会議

(組織)

第10条 教育研究部に教育研究部会議を置き、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育研究部長
 - (2) 学系長
 - (3) 副学系長
 - (4) 研究拠点責任者
 - (5) 総務部長
 - (6) その他議長が必要と認めた者
- (審議事項)

第 11 条 教育研究部会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育研究部の組織及び運営に関する事項
 - (2) 全学教育機構、学部及び大学院の教育にかかわる要請に関する事項
 - (3) センター等及び医学部附属病院の業務、診療等にかかわる要請に関する事項
 - (4) 研究に関する事項
 - (5) 研究に関する予算、研究施設、研究設備に関する事項
 - (6) 研究の評価に関する事項
 - (7) その他教育研究部の運営に関し必要な事項
- (議長)

第 12 条 教育研究部会議に議長を置き、教育研究部長をもって充てる。

2 議長は、教育研究部会議を主宰する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、第10条に定める者のうち、あらかじめ議長が指名する者が代理する。

(雑則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、教育研究部会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

第 2 節 学系教授会

(組織)

第 14 条 各学系に、学系教授会を置き、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学系長
- (2) 副学系長
- (3) 当該学系に主として教育に係る要請を行う学部長及び専攻長
- (4) 学系の各部門から選出された教授 各 2 人
- (5) 学系のうちから選出された教授又は准教授 10 人程度

2 前項の規定により組織される学系教授会は、20人程度を標準とするものとする。

(審議事項)

第15条 学系教授会は、高知大学教授会規則第5条第1項第3号に規定するもののほか次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学系の組織及び運営に関する基本的事項
- (2) 全学教育機構、学部及び大学院の教育にかかわる要請に関する事項
- (3) センター等及び医学部附属病院の業務、診療等にかかわる要請に関する事項
- (4) 学系における研究に関する事項
- (5) 学系内の予算に関する事項
- (6) その他学系の運営に関し必要な事項

(会議)

第16条 学系教授会は、定例会議及び臨時会議とする。

(議長)

第17条 学系教授会に議長を置き、学系長をもって充てる。

2 議長は、学系教授会を主宰する。

(議事の手続)

第18条 学系教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、学系教授会が定める事項についての議事は、出席構成員の3分の2以上の賛成により決する。

(構成員以外の者の出席)

第19条 議長は、構成員以外の者を学系教授会に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録の作成)

第20条 学系教授会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、学系教授会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 部門会議

(部門会議)

第 22 条 各部門に、部門会議を置く。

2 部門会議は、当該部門が定める者をもって組織し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 部門の組織及び運営に関する事項
- (2) 学部及び大学院の教育の担当に関する事項
- (3) センター等及び医学部附属病院の業務、診療等の担当に関する事項
- (4) 当該部門の研究に係る学系長の要請に関する事項
- (5) 学系教授会に置かれる教員選考委員会の委員の選出に関する事項
- (6) その他必要な事項

(会議)

第 23 条 部門会議は、定例会議及び臨時会議とする。

(議長等)

第 24 条 部門会議に、議長を置く。

2 議長は、部門長をもって充てる。

(議事の手続)

第 25 条 部門会議は、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、部門会議が定める事項についての議事は、出席構成員の 3 分の 2 以上の賛成により決する。

(構成員以外の者の出席)

第 26 条 議長は、構成員以外の者を部門会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録の作成)

第 27 条 部門会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

(雑則)

第 28 条 この規則に定めるもののほか、部門会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

第 5 章 補則

(事務)

第 29 条 教育研究部に係る事務は、国立大学法人高知大学事務組織規則の定めるところによる。

(雑則)

第30条 この規則に定めるもののほか、教育研究部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日規則第128号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第79号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月24日規則第101号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月28日規則第44号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月4日規則第63号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月27日規則第28号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。